

## 令和元年度業務管理体制の整備に関する一般検査結果について

## 1. 検査対象事業者数

※県所管事業者数はH31.4.1 現在

	種 別	検査事業者数	県所管事業者数
①	医療法人	26	143
②	社会福祉法人	60	197
③	営利法人	53	390
④	特定非営利活動法人	3	21
⑤	その他	4	50
	計	146	801

## 2. 検査方法

事業者から提出された自己点検報告書及び資料に基づき、業務管理体制の整備・運用状況を書面確認（必要に応じて聴取）

## 3. 検査結果の内容

	内 容	事業者数
①	体制整備が良好と認められる	71
②	改善を要する事項が認められる	75
③	改善事項の内訳	
	ア) 法令遵守方針の未作成	17
	イ) 法令遵守方針の職員への未周知又は周知不足	30
	ウ) 法令遵守責任者の職員への未周知又は周知不足	22
	エ) 法令遵守責任者の役割及び業務内容の定めなし	7
	オ) 法令遵守責任者の役割等の職員への未周知又は周知不足	27
	カ) 法令等遵守に関する研修の未実施又は外部研修への未参加	16
	キ) 法令等遵守の取組状況に関する評価・改善活動の未実施又は不十分	53
	合 計	146

## 4. 改善を要する事項が認められる事業者への措置

「長崎県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱」に基づき、改善報告書を徴収

## 5. 検査結果を踏まえた確認事項

①事業所数20未満の事業者についても、「法令遵守方針」を作成する。

指定・許可の事業所・施設数の区分	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程(=「法令遵守規程」)の整備	業務執行の状況の監査を定期的に実施
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100～	必要	必要	必要

※事業所・施設数は、同一の事業所が訪問介護事業所と介護予防訪問介護事業所としての指定を受けている場合には、指定を受けている事業所の数は2として数えること。

※事業所・施設数は、みなし事業所（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションであって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所）を含まない。

②「法令遵守責任者」及びその役割の役職員への周知

③「法令等遵守の取組状況に関する評価」の実施

※県は、事業者の業務管理体制に関して、その「プロセス・チェック」に重点を置いて検証を行わなければならない。

プロセス・チェックとは、

①方針の策定 → ②内部規程・組織体制の整備 → ③評価・改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているかを確認すること。

## 6. 届出先の区分

区 分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣（本省）
2以上の都道府県の区域、かつ、2以下の地方厚生局の区域	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
1の都道府県の区域	都道府県知事
うち、1の指定都市の区域	指定都市の長

1 の市町村長の区域 ※地域密着型サービスに限る	市 町 村 長
-----------------------------	---------

#### 7. 中核市への権限委譲

介護サービス事業所・施設の所在地が、一の中核市（長崎市、佐世保市）の区域内にある介護事業者に係る業務管理体制の整備に関する事務・権限が、県から中核市へ移譲される。

施行期日：令和3年4月1日